

ようこそ 茂原市議会へ



茂原市議会事務局

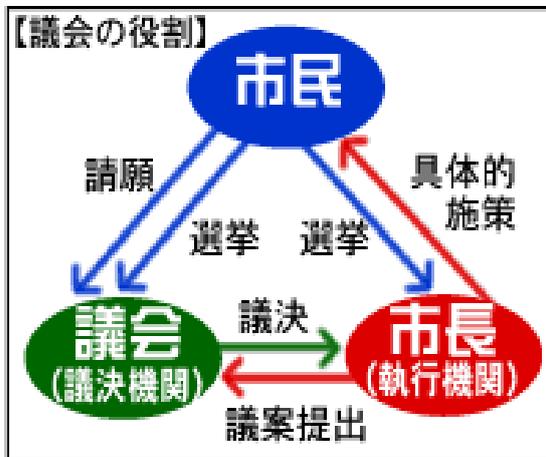
令和6年4月



目次

市議会の役割	1
市議会のしくみ	2
●市議会議員	
●議長と副議長	
●会派	
●議会事務局	
仕事	4
●議決	
●市政のチェック	
●意見書の提出	
●常任委員会	
●議会運営委員会	
●特別委員会	
定例会の流れ	7
請願・陳情	8
市議会の傍聴	9
市議会活動の周知	10
●インターネット中継	
●市議会報「もばら議会だより」	
●会議録	
●議会図書室	
議席	12

市議会の役割



私たちの茂原市を快適で住みよくするためには、市民全員でよく考え、よく話し合ってものごとを決め、それを実行するのが望ましい姿であり、それこそが民主主義の原則です。

しかし、現実には市民が全員参加して協議することは難しいので、市民の中から

代表者を選び、その代表者に市政の実現をゆだねています。その代表者が

「市議会議員」であり「市長」です。

議員は、市民からの要望を市政に反映するために、議会で様々な課題について審議し、どう処理すべきかを決めています。そのため、議会は**議決機関**とよばれます。

一方、市長は、議会で決めたことに基づいて市政を進めていきます。そのため、市長は**執行機関**とよばれます。

また、議会は、市政が適正に行われているかどうかを監視する役目も持っています。

このように、議会と市長は、独立・対等で車の両輪のような関係にあり、互いに協力・けん制し合いながら、市民のためのより良い市政の実現に努めています。



市議会のしくみ

●市議会議員

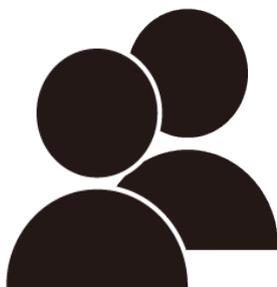
市議会議員は、市民の代表者として**4年ごと**の選挙によって市民の中から選ばれます。市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人なら、誰でも立候補することができます。



議員定数は、それぞれの市が条例で定めることとしており、茂原市では議員定数を**22人**と定めています。



●議長と副議長



議長と副議長は、議会において議員の中から選挙により選ばれます。

議長は、議会を代表するとともに、議場の秩序を保持し、議事の整理や議会の事務を統括する権限があります。

副議長は、議長が不在のときなどに、議長に代わって職務を行います。

●会派

議会の意思は、多数決によって決められます。そこで、政治的に同じ考え方や意見を持った議員同士がグループをつくり、自分たちの意見を市政に反映させるべく活動しています。このグループを会派といいます。



会派の結成は、茂原市では2人以上の議員をもって構成するものとされています。

(ただし、政務活動費の交付に限り、1人の場合も会派とみなしています。)

茂原市では、**7会派**が構成されています。(令和6年4月1日現在)

創政会	緑風会	志友会	公明党	もばら会	令和茂原	薫風もばら
5人	3人	3人	2人	2人	2人	2人

※無会派3名

●議会事務局

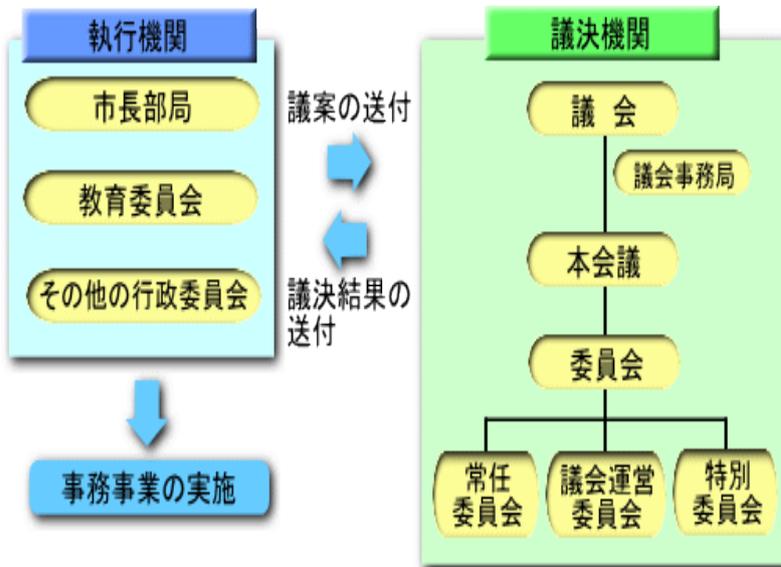
議会の仕事をスムーズに進めるために、事務局が設置されています。

事務局は、庶務や経理をはじめ、本会議・委員会の事務、会議録の作成、請願・陳情の受付並びに議員活動に関する調査研究と資料の収集などを行なっています。



仕事

●議決



市長や市議会議員から提出された議案を審議し、表決を行い、過半数の賛同を得て議会の意思を決定します。表決により得られた議会の意思決定を「議決」といいます。

地方自治法に基づいて議決する主な項目は

- 1 条例を制定、改正、廃止すること
- 2 予算を定めること
- 3 決算を認定すること
- 4 地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、手数料の徴収に関すること
- 5 1億5,000万円以上の工事契約や2,000万円以上の財産の取得、処分
- 6 副市長、教育委員、監査委員などの選任に同意を与えること
- 7 1～6のほか、法律や条例等により市議会の議決が必要とされているもの



●市政のチェック

市議会議員は、本会議において「一般質問」と「議案質疑」を行い、委員会において議案や請願を審査することで市政のチェックを行なっています。



●意見書の提出

市民生活に身近な問題であっても、国や県などの仕事であることから、茂原市単独では解決できないことがあります。このような場合に、議会の意思を「意見書」として関係機関に提出し、積極的な解決を求めるものです。



●常任委員会

複雑多様化する市政について調査し、また市民生活に直接かかわる議案や請願などを合理的かつ能率的に審査するため、茂原市議会は条例に基づき、所管事項を定め、「総務委員会」「教育福祉委員会」「建設経済委員会」の3つの常任委員会を設置しています。

委員会の定数は、総務委員会8人、教育福祉委員会7人、建設経済委員会7人であり、議員は必ず1つの常任委員会に所属します。

委員会の名称	委員定数	所 管 事 項
総務委員会	8名	総務部、企画財政部、会計管理者、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管事項並びに他の委員会に属しない事項に関する調査及び審査
教育福祉委員会	7名	市民部、福祉部及び教育委員会の所管事項に関する調査及び審査
建設経済委員会	7名	経済環境部、都市建設部及び農業委員会の所管事項に関する調査及び審査

●議会運営委員会

「議会運営委員会」では、議会運営を円滑に進めていくため、会期や日程、議案の取り扱いなどを協議するほか、次にあげる事項に関する調査を行い、議案・陳情等の審査をしています。

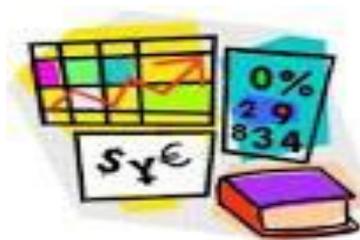
- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項



●特別委員会

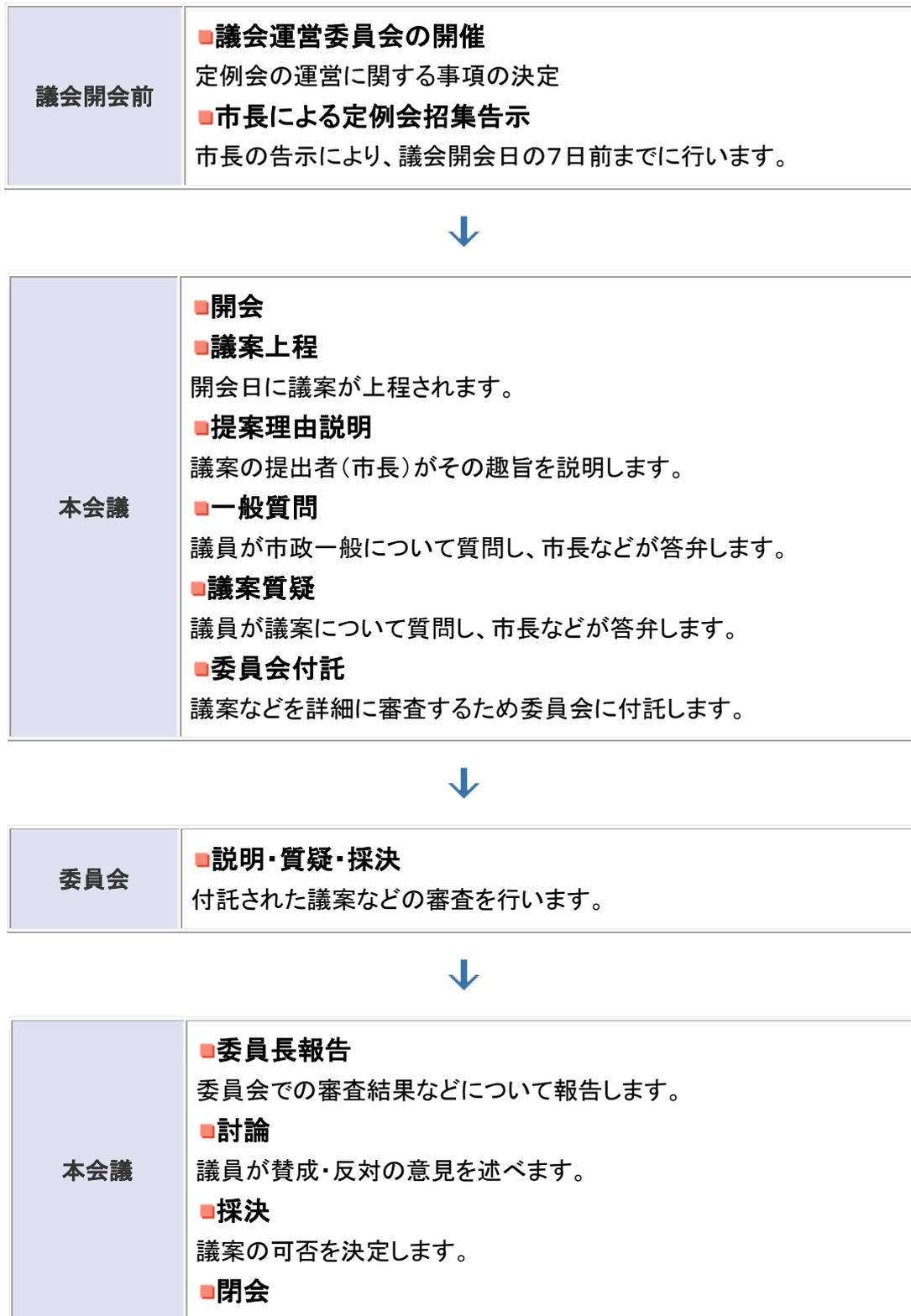
臨時特定の事件がある場合に、議会の議決によって特別に設置される委員会を、「特別委員会」といい、その事件の調査や審査が終われば消滅します。

茂原市議会では、一般会計当初予算と一般会計決算を集中的に審査するため、「予算審査特別委員会」「決算審査特別委員会」を、また、水害対策に関する調査研究を行う「水害対策特別委員会」、茂原駅周辺の活性化に関する調査研究を行う「茂原駅周辺活性化特別委員会」を設置しています。



定例会の流れ

茂原市議会では毎年3月、6月、9月及び12月の年4回の定例会と、必要に応じて開催される臨時会があります。



請願・陳情

茂原市民は、市政についての要望や意見を議会に出すことができます。

議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情と呼んでいます。議会に出された請願や陳情は、所管の常任委員会に付託して審査され、本会議で最終的に採択か不採択かが決められます。

採択された請願や陳情は関係者(市長、その他の執行機関)に送付され、対応を求めることとなります。

なお受付締切日は、議会招集日の概ね1週間前に開催される議会運営委員会開催日の前日午後5時までとなります。(郵送による陳情については受理しないので、直接持参し、提出ください。)

書式例

○○○○○に関する請願書	
年 月 日	
茂原市議会議長	様
	請願者
	住 所
	氏 名
	電 話
	紹介議員
請願(陳情)趣旨	
請願(陳情)項目	

市議会の傍聴



茂原市議会は、毎年3月、6月、9月及び12月の年4回の定例会と、必要に応じて開催される臨時会において、市民の生活に直接かかわる議案や請願等を審議しています。

市政に対する関心を深めるため、また議員の活動を知るためにも、ぜひ一度傍聴にお越し下さい。傍聴の手続は、本会議当日に議会事務局で必要事項を記入いただくだけです。なお、傍聴者の定員は74名です。

傍聴にあたっては次の事項を守って下さい。

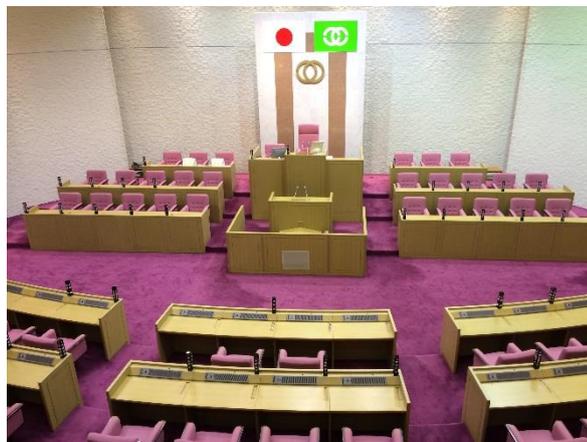
- ・議場における言論に対し、拍手その他の方法で公然と可否の表明をしないこと。
 - ・話をしたり 騒ぎ立てたりしないこと。
 - ・はちまき、たすき類をする等威力を示すような行為はしないこと。
 - ・帽子、コート、マフラーなどを着用して入場しないこと。ただし、病気その他により議長の許可を得たときはこの限りでない。
 - ・飲食、喫煙はしないこと。
 - ・携帯電話などの機器は、電源を切っておくこと。
 - ・その他 議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。
- また、写真撮影や録音は原則として禁止されています。

市議会活動の周知

●インターネット中継

茂原市議会では、「市民に開かれた議会」の実現に向けて、積極的な情報公開を実現するため、本会議のインターネット中継(ライブ・録画)を行っています。

本会議の中継は、茂原市議会ウェブページのインターネット中継専用ページからご覧いただけます。(スマートフォンで視聴することもできます。)



★市議会ウェブページ



※「茂原市議会」で検索してください。

●市議会報「もばら議会だより」



茂原市議会は、議会広報活動として 市議会議員で構成する「議会報編集委員会」が年5回(毎定例会後4回及び新年号)編集・発行し、新聞に折り込んでお届けしています。

紙面の主な内容は、各定例会における主な議案の概要、一般質問の要旨、議案と請願等の審議結果(各議員の表決状況)などです。

●会議録

会議録は、本会議、常任委員会及び特別委員会における議事の流れや発言を記録した公文書で、永久保存の文書です。

ご覧になりたい方は、議会事務局までお越しください。（市役所情報公開コーナーや図書館、茂原市議会ウェブページ内にて ご覧いただけるものもございます。）



●議会図書室

地方自治法に基づき、議員の調査・研究のために議会図書室を設置しています。市議会会議録や市の行政資料、地方自治を中心とした図書などを収集・保管しています。



議 席

※R6.4.1現在

12

22 常泉健一	21 三橋弘明	20 ますだよしお
------------	------------	--------------

	12 杉浦康一	11 向後研二
--	------------	------------

	4 工藤孝弘	3 御園敏之
--	-----------	-----------

19 平ゆき子	18 鈴木敏文	17 細谷菜穂子	16 中山和夫
------------	------------	-------------	------------

10 岡沢与志隆	9 石毛隆夫	8 高山佳久	7 河野健市
-------------	-----------	-----------	-----------

	質問席	
--	-----	--

15 金坂道人	14 田畑毅	13 小久保ともこ
------------	-----------	--------------

6 横堀喜一郎	5 河野英美	
------------	-----------	--

2 小倉義久	1 竹村聡	
-----------	----------	--

執行部席

演 壇

議長席

執行部席



茂原市議会事務局

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

電話 0475-20-1585 FAX 0475-20-1611

E-mail : gikai@city.mobara.chiba.jp